

令和6年度幸手市内循環バス有料広告募集要項

民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内循環バスを活用した広告事業について、次のとおり募集する。

1 循環バスの概要

- (1) 運行日：月曜日から土曜日（※日曜日・祝日・年末年始は運休）
- (2) 運行コース：5コース（中央コース、東A・Bコース、西A・Bコース）
- (3) 運行便数：中央コース8便、その他コース各4便
- (4) 主な停留所：
 - ・市役所、ウェルス幸手、幸手警察署、幸手駅などの公共施設
 - ・東埼玉総合病院などの医療機関
 - ・エムズタウン幸手、ヤオコー、ジョイフル本田などの商業施設
- (5) 乗車人数：100人/日（令和5年12月）

2 募集内容

(1) 種類・規格等

広告の種類		募集番号	規格	募集枠数		掲示料金 (1枠当たりの月額)
中央コース運行車両 ※小型バス (最大33人乗り)	車外側面広告	A	縦300mm×横900mm	1台	8枠	2,000円
	非常口側面広告	B	縦600mm×横330mm		2枠	1,000円
	車内広告	C	縦364mm×横515mm (B3判)		3枠	1,000円
東A・Bコース運行車両 西A・Bコース運行車両 ※ワゴン (最大13人乗り)	車外側面広告	D	縦440mm×横440mm	2台	各6枠	1,000円
	車外後部広告	E	縦300mm×横330mm		各2枠	500円
	車内広告	F	縦364mm×横515mm (B3判)		各2枠	1,000円
停留所 (1停留所当たり)	停留所広告	G	縦297mm×横210mm (A4判)	92か所	各1枠	500円

(2) 掲示箇所

募集番号AからGまでのレイアウト図を参照

(3) 掲示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの12か月間

※募集期限の到来後、募集枠数を満たさなかった広告枠については、1か月単位での申込も可能とする。

(4) 募集期限

令和6年3月15日（金）必着

※募集期限の到来後、募集枠数を満たさなかった広告枠については、先着順とし随時受付を行うこととする。

(5) 1事業者あたりの申込上限

募集番号AからG毎に申込を可能とし、各申込上限は次のとおりとする。

ア 募集番号A及びD（車外側面広告）：各2枠

※2枠を結合し一の申込とすることも可能とするが、抽選結果により掲

示可能な箇所が1枠となった場合には、1枠の申込のものに変更する。

※2枠結合の申込が可能な箇所

・募集番号A：①と②、③と④、⑤と⑥、⑦と⑧

・募集番号D・①と②、④と⑤、⑤と⑥

イ その他：各1枠

3 掲示ができない広告等

幸手市有料広告取扱規則（以下「規則」という。）第3条各号に該当するもの

4 申込先

広告掲示を希望する事業者等は、幸手市有料広告掲示申込書及び広告案等を添えて、市民協働課宛てにメール、FAX又は郵送等により提出する。

【提出先】幸手市 市民生活部 市民協働課

・住所：〒340-0192 幸手市東4-6-8

・FAX：0480-44-0257

・メール：kyoudou@city.satte.lg.jp

5 掲示位置の決定方法

規則第8条第2項の規定に基づき、同一の広告種類（募集番号A～G）に、規則第4条に規定する優先順位を同じくする事業者等から複数の申込みがあった場合には、その位置の選択優先順位を決定するための抽選を実施する。

(1) 抽選日

令和6年3月18日（月）午前10時から

(2) 抽選場所

幸手市役所第2庁舎1階 第二ミーティングルームA

(3) 抽選の方法

ア 抽選は公開とし、市民協働課職員がくじ引きにて執行する。

※抽選は市民協働課職員が行うため各事業所の出席は必須ではない。

イ くじ引きは、申込数に応じた1番から順に付番した棒を引くものとする。

ウ くじ引きの順序は広告掲載申込書の受付順とし、一番若い番号を引き上げた事業所から順に掲示位置の選択優先権を付与するものとする。

(4) 掲示位置の選択・決定

広告掲示の申込を行った事業者等は、上記（3）の結果の順に、3月19日（火）までに掲示を希望するレイアウト図の番号を指定する。

なお、レイアウト図の番号の指定後は、その変更等は認めないものとする。

6 掲示決定後の手続き

幸手市より広告掲載決定通知書を受領後、速やかに同封の納入通知書により広告料を納付するとともに、掲示する広告物を市民協働課に提出する。

7 問い合わせ先

幸手市役所 市民協働課（本庁舎1階 7番窓口）

電話：0480-43-1111（内線：172・174）